公益財団法人水産無脊椎動物研究所

２０２３年度　育成研究助成

**使用計画書（１年目）**

公益財団法人水産無脊椎動物研究所　　代表理事 池田 友之 殿

貴研究所より受領した２０２３年度育成研究助成金による実施使用計画書（１年目）を

別紙の通り提出いたします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| ふ　り　が　な申請者 氏名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 所 属 機 関 |  | 学年 |  |
| 所属機関所在地 | 〒 |
| 自宅住所 |  |
| 連絡先 | 携帯 |  | メール |  |
| 研 究 課 題 | 　 |
| 助 成 金 額 | １年目　　　　　　　　　　万円 |

\*助成期間中に所属等が変更になった場合は、事務局までお知らせください。

２０２３度育成研究助成1年目使用計画書

単位：円

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 科　目 | 内　訳 | 金　額 | 備　考 |
|  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |

科目は、旅費・備品・消耗品・その他の経費等に分け、内訳は具体的に記入してください。

**使用計画書の記載要領**

1. 助成金の実施使用計画書の所定の欄に必要事項を記入してください。
2. 金額については、採択された額で記入ください。

・使途について、具体的に書くこと。

　＊経費の科目は、資料（p. 5）を参考にしてください。

・旅費については、現段階の概算を記入し、行先・宿泊予定先を記載すること。

・金額欄は円単位で記入すること。

＊申請時から変更がない場合は、同じ内容で構いません。

決定後、5万円以上の科目の変更は承認が必要です。

変更が生じた場合は速やかに事務局へお知らせください。

３．送付先

　　　使用計画書はPDFにして、事務局へメールでお送りください。

メール：jyosei@rimi.or.jp（助成担当：片山）

〒104-0043　東京都中央区湊1-3-14-801

公益財団法人 水産無脊椎動物研究所　助成担当宛

４．その他様式ファイルについて

　　下記のアイコンをクリックしてください（様式を開くことができます）．

または、<https://www.rimi.or.jp/2023joseiform/> からダウンロードしてください。



助成金使用計画書（記入例）

単位：円

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 科　目 | 内　訳 | 金　額 | 備　考 |
| 旅費消耗品費備品費その他 | 奄美大島調査：東京—奄美（5日間）往復航空券 45000円＋宿泊（名瀬）1泊5600円旅費は、調査地や宿泊地など行先を詳しく記入すること。航空券などは現在時点の概算で構いません。ノギス　（ABSデジマチックキャリパ CD-AX）ガラス機器（標本瓶:1L、2L）実体顕微鏡　OLYNPUS SZ61（1台）長期的に利用できる機器類は備品に含めてください。英文校閲費25ページ予定ダイビング用小型船用船費　2回 | 67,400130,88928,00020,00058,00035,000 | 6月実施予定1月依頼予定 |
| 合　計 |  |  |  |

科目は、旅費・備品・消耗品・その他の経費等に分け、内訳は具体的に記入してください。

**資料**

【経費の科目】 各科目の例は下記のとおり。

旅費：調査・出張のための交通費、レンタカー代、宿泊費など。行先までの概算を記載すること。

消耗品：物品を購入するための経費（採集用具、標本ビン、試薬、実験用器具類など）

備品：基本的には耐用年数１年以上かつ取得価格10万円以上の機器類（取得価格に限らず、耐年数が長い大型の機器類は含めてもよい）を購入するための経費。

予定しているものを全て記載すること（採択決定後の変更は承認が必要です）。

 その他：上記のほか課題研究を遂行するための経費。英文校閲費、外注費、図書購入費、機材レンタル費など上記の科目に該当しないものを含めてください。

また、原則として汎用性の高い機器類、研究課題に直接必要ではないもの、研究室の環境を整備するための備品などには使用できません（次表を参照）。

|  |
| --- |
| 助成対象とならないもの（例） |
| ・汎用性の高い電子機器（パソコン、タブレット、カメラなど）・ダイビング重器材（使用頻度が低い場合）・出張にともなう日当や食費・学会の年会費（大会参加費は可）・保険やメンテナンス費用、ライセンス等の取得費用・電気代等の光熱費（施設利用料は可） |

＊上記に該当する場合でも、調査機材など、研究上の重要性が高いものは、必要最小限で計上することは可能です（採択後の変更はできません）。なお、研究計画から重要度が高くないと判断された場合は支出が認められません。